

九州運輸局 令和7年度指名停止一覧表

【令和7年9月22日現在】

業者名称	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20 ～ R7.10.19（4ヶ月）	指名停止等措置要領別表第2第5号（独占禁止法違反行為）	日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、IHI運搬機械株式会社及び当該事業者は、建設事業者から特定地下式P/S工事の見積依頼があった場合に、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちのいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P/S工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会より、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令が発せられた。
関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4 ～ R7.10.3（3ヶ月）	指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反）	当該事業者は、令和6年12月19日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。 ①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（1級電気工事施工管理技士）を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。 ②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士）を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ～ R7.10.17（3ヶ月）	指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反）	当該事業者は、令和7年1月31日、建設業許可部局（関東地方整備局及び近畿地方整備局）より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。（事業発生箇所：全国（鳥取県を除く）） ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。（事業発生箇所：宮城県、東京都、愛知県、広島県、福岡県）
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号	R7.7.18 ～ R7.10.17（3ヶ月）	指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反）	当該事業者は、令和7年1月31日、建設業許可部局（関東地方整備局及び近畿地方整備局）より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。（事業発生箇所：北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、新潟県、富山県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、広島県、岡山県、鳥取県、鳥取県、高知県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県） ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。（事業発生箇所：東京都、愛知県、大阪府、福岡県）

九州運輸局 令和７年度指名停止一覧表

【令和７年９月２２日現在】

業者名称	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社ライムインモト	6310001008212	長崎県諫早市貝津町２０７１番地７	R7.8.7 ～ R7.11.6 （３ヶ月）	指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反）	当該事業者は、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において水増しした完成工事高を計上し審査を受けたことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和７年６月１３日、長崎県知事より４５日間の営業停止処分を受けた。
株式会社ヒロセ	5320001002330	大分県大分市大字玉沢６８９番地の３	R7.8.8 ～ R7.12.7 （４ヶ月）	指名停止等措置要領別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）	当該事業者の代表取締役及び取締役が、大分市が令和６年５月に行った除草業務委託の指名競争入札をめぐる、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、令和７年５月２３日に公契約関係競売入札妨害の容疑で大分県警察に逮捕され、うち代表取締役が令和７年６月１３日に大分地方検察庁に起訴された。
有限会社新名緑化	9320002005080	大分県大分市大字横尾３１０４番地の２７	R7.8.22 ～ R7.12.21 （４ヶ月）	指名停止等措置要領別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）	当該事業者の代表取締役が、大分市が令和６年４月１５日に行った公園の管理業務委託の指名競争入札をめぐる、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和７年６月１７日に大分県警察に逮捕され、令和７年７月８日に大分地方検察庁に起訴された。
株式会社緑研	4330001001662	熊本県熊本市東区佐土原１丁目１６番３７号	R7.9.19 ～ R7.10.18 （１ヶ月）	指名停止等措置要領別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）	当該事業者の代表取締役が、２０２０年９月期の確定申告で、架空の外注費を計上するなどして所得約１億３５００万円を隠し、法人税と地方法人税計約３３００万円を免れたとして、令和７年７月１８日、熊本地方検察庁に法人税法違反の罪で起訴された。